

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

◎消費税率の引き上げに伴う臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給しています。対象となる方には申請書を郵送しています。受付は10月10日(金)までです。(郵送申請の場合は消印有効) 受付窓口は保健福祉課、学校教育課(共に役場庁舎1階)です。

問い合わせ先

- 給付金の制度について・・・☎0570(037)192 厚生労働省給付金専用ダイヤル
- 臨時福祉給付金・・・☎(44)2300 保健福祉課福祉介護係
- 子育て世帯臨時特例給付金・☎(42)2230 学校教育課子育て支援室

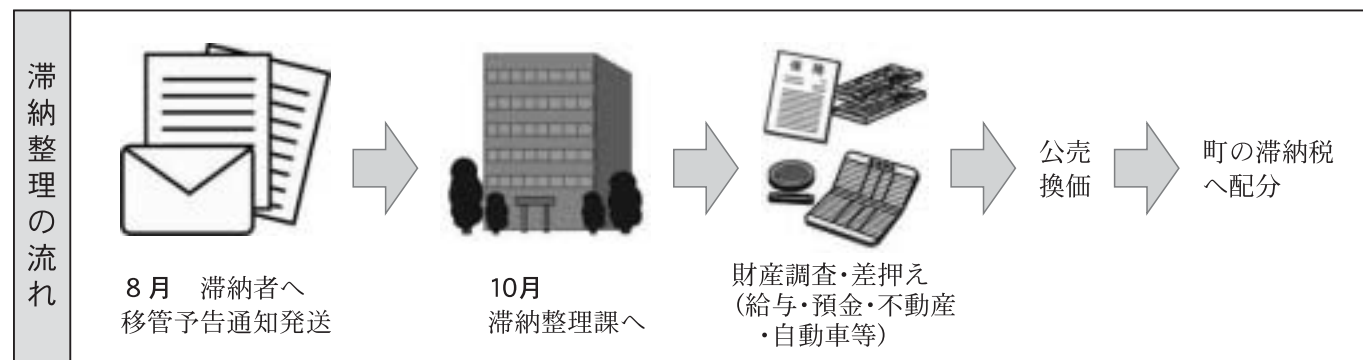
矢吹町コミュニティプラザ(矢吹駅舎)内「コミュニティルーム」の施設貸出しを暫定的に再開します

矢吹駅舎内の「コミュニティルーム」については、町民の交流、サービス向上を図る施設として利活用方法を検討中ですが、9月1日より新たな利活用方法が定まるまでの期間に限り、一般の貸し出しを再開いたします。申込方法は震災前と同様、「矢吹町コミュニティプラザ使用申請書」を矢吹駅2階のサービスコーナー(売店)に提出していただきます。

☎ 総務課 管財契約係 ☎(42)2111
コミュニティプラザ(駅サービスコーナー売店) ☎(42)5111

白河地方広域市町村圏整備組合「滞納整理課」の設置について ～町税の悪質・高額な滞納者は滞納整理課へ引継ぎます～

税金は、町民の皆様が様々な行政サービスを受けるために欠かせない財源です。一部の者が納税義務を怠り、税金を滞納していると「税の公平性」が損なわれ、良好な行政サービスを提供することが難しくなってしまいます。そこで、平成26年10月から白河地方広域市町村圏整備組合内に「滞納整理課」を設置し、「悪質な滞納者」や「高額な滞納者」に対して徹底した財産調査と滞納処分を実施し、収納率の向上を図ります。なお、滞納整理課に引継がない滞納者についても、町が滞納処分等を実施し、町と「滞納整理課」が共同で、税の公平性と財源の確保を図っていきます。



「悪質な滞納者」とは

- ・督促や催告に応じないもの
- ・納税相談や連絡が無いもの
- ・納税の約束が不履行なもの

「高額な滞納者」とは

- ・滞納額が50万円以上のもの

※町税の納付については、税務課収納係までご相談ください。

☎ 税務課 収納係 ☎(42)2113(内線225)

9月9日は救急の日 ～地域医療を考える～ 一人ひとりの心掛けが地域医療を守ります

「必要なときに、必要な医療を、身近な地域で受けたい」これは、誰もが望む当然の思いです。あなたの大切な人を守るように「できることから」共に考え、共に行動しながら、地域医療を守っていきましょう。

<役割に応じた受診にご協力を！>

医療機関は一次医療機関から三次医療機関までに分かれており、それぞれの役割を担っています。

一次医療機関	地域の身近な医院、クリニックなどで、風邪や高血圧症などの日常的な病気や軽度のケガなど外来中心の治療を行います。
二次医療機関	一次医療機関では、対応できないような、専門性の高い病気や入院・手術が必要な患者の治療を行います。
三次医療機関	さらに病状の重い患者や救急患者等、救急救命センターのある病院で治療を行います。

これらの医療機関は、相互に連携しながら切れ目のない医療を提供しています。

一次医療機関を受診していても、さらに専門的な検査や治療が必要なときは、二次、三次医療機関に紹介されます。また、二次、三次医療機関で手術や治療が行われていても、身近な医療機関で受診を希望すれば紹介してもらうこともできます。

<かかりつけ医を持ちましょう！>

「かかりつけ医」とは、風邪などの日常的な病気の治療や健康管理をしてくれる「身近なお医者さん」です。

普段からかかりつけ医を持つことで、病歴や体質、生活環境などを把握し、より適切な治療やアドバイスを受けることができます。必要に応じて、専門医に紹介してくれるので、日頃から相談できる「かかりつけ医」を持つことが大切です。



地域医療は、医療機関だけでなく、医療を受ける皆さんとそれをつなげる行政が、それぞれの立場で行動し、支えあうことにより成り立ちます。
私たちにできることを共に考え、行動し、かけがえのない私たちの地域医療を守りましょう。

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎(44)2300

お知らせ 成人風しん予防接種の対象者拡大

町では、「①妊娠を予定もしくは希望する女性」「②妊娠をしている女性の夫及び同居の家族」を対象に、風しん抗体検査及び風しんの予防接種を実施してきました。

今回8月1日より、「③新たに妊娠を希望する女性の夫」も対象として追加いたします。実施を希望される方は、医療機関に予約をして受診してください。

なお、料金は無料です。必要な問診票等は、指定医療機関に備え付けになっています。

※町外の指定医療機関については、保健福祉課にお問い合わせください。

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎(44)2300

【町内指定医療機関】

医療機関名	電話番号
会田病院	(42)2121
おおほりクリニック	(41)2311
きたむら整形外科	(42)5533
樋口小児科クリニック	電話予約不可
渡部医院	(44)4111